

## 第 5 章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報の発表の有無にかかわらず、従前から実施している突発地震への備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す目的で、南海トラフ地震臨時情報を活用する。

### 第 1 節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

#### 1 情報収集・連絡体制

- (1) 市長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、準備態勢をとる。
- (2) 警戒本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第 4 編第 1 章第 1 節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。
- (3) 被害情報等の収集伝達体制については、第 4 編第 2 章「情報の収集及び伝達」のとおりとする。

### 第 2 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

#### 1 情報収集・連絡体制

- (1) 市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、第 1 次非常配備態勢をとる。
- (2) 対策本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第 4 編第 1 章第 1 節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。
- (3) 被害情報等の収集伝達体制については、第 4 編第 2 章「情報の収集及び伝達」のとおりとする。

#### 2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保するべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュー

ド8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、第1次非常配備態勢を確保する。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意するため、警戒本部体制を確保する。

### 3 市民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

### 4 避難対策等

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインにおいて、津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域を、事前避難対象地域とし、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、事前に避難することとしているが、当市においては津波浸水想定区域がないため、事前避難対象地域は存在しない。そのため、市民が事前避難をする際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい市民に対しては、市が避難所の確保を検討する。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、市民に理解を得られるよう啓発に努める。

### 5 消防機関等の活動

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等のために講ずる対策を定める。また、県は、市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。
- (2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保する。

- ア 市内の危険箇所の巡視及び警戒
- イ ため池・水門等の操作・点検
- ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備及び配備等

## 6 ライフライン関係等

水道、電気、ガス、通信及び放送関係事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

## 7 市が管理する施設等に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市庁舎、公民館、ふれあいセンター、図書館、学校等の対策は概ね次のとおりとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の来所者等への伝達  
来所者等がとるべき防災行動を適切に伝えることができるよう事前に検討する。
- イ 来所者等の安全確保のための措置
- ウ 施設の防災点検、巡視及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 消防用設備の点検、整備

### (2) 公共土木施設等

迅速な道路状況の把握に努め、道路利用者に対する情報提供や、道路啓開の準備等を行う。

また、工事中の建築物その他工作物等については、安全確保上実施すべき措置をとる。

### (3) 対策本部及び災害支援本部設置施設

対策本部及び災害支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する施設においては、(1)に掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとる。

- ア 非常用電源の確保
- イ 通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

## 8 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合におけ

る滞留旅客等の保護等のため、帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

#### 1 情報収集・連絡体制の整備

- (1) 市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、警戒本部を設置する。
- (2) 警戒本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第4編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。
- (3) 被害情報等の収集伝達体制については、第4編第2章「情報の収集及び伝達」のとおりとする。

#### 2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意するため、警戒本部体制を確保する。

#### 3 市民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。